

## 令和6年度生活習慣・健康状態見える化事業実施要領

### 1 目的

この事業は、健康行動未実践者が多い若い世代や働く世代を主な対象とし、超音波骨密度測定装置や非侵襲的光学皮膚カロテノイド量測定装置（以下「ベジメータ®」という。）を活用して、生活習慣や健康状態の「見える化」による気づきから行動変容を促し、継続的な生活習慣の改善につなげること及び要介護となる主要原因の一つである「骨折・転倒」を予防するため、若い時期からの対策として、市町における骨粗鬆症検診の実施拡大や受診率向上の取組みを支援することを目的とする。

### 2 実施主体

健康福祉総務課

小豆総合事務所及び各保健福祉事務所（以下「事務所」という。）

### 3 事業内容

#### (1) 超音波骨密度測定装置及びベジメータ®貸出による生活習慣の改善支援

機器設置所属である東讃保健福祉事務所及び中讃保健福祉事務所は、「超音波骨密度測定装置及び非侵襲的光学皮膚カロテノイド量測定装置等貸出要領」第3条に定める貸出対象者へ超音波骨密度測定装置及びベジメータ®の貸出を行う。

#### (2) モデル事業の実施

事務所は、超音波骨密度測定装置及びベジメータ®を活用して実施する生活習慣・健康状態見える化事業による効果的なアプローチを実証するため、市町等と連携したモデル事業を行い、好事例の横展開を図る。

#### (3) 広報

健康福祉総務課は、若い世代や働く世代を主な対象としてWEB広告により骨粗鬆症の予防等に関する普及啓発を行う。

### 4 事業期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 5 事業計画

事務所長は、指定された期日までに、別途指定する事業計画書を健康福祉総務課長あてに提出する。

### 6 事業報告

事務所長は、指定された期日までに、別途指定する事業報告書を健康福祉総務課長あてに提出する。

### 7 経費等

健康福祉総務課長は、事業計画書の内容に応じて、予算の範囲内で令達額を決定する。